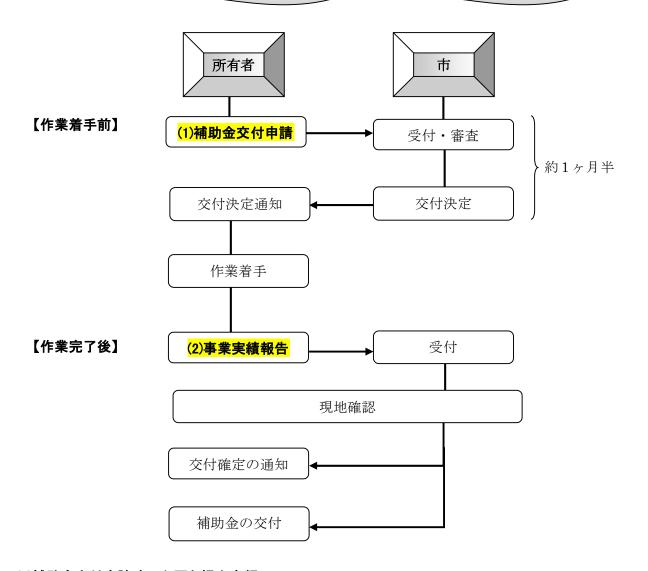
保存樹剪定費・治療費補助の手続きについて



(1)補助金交付申請時に必要な提出書類

- ①補助金交付申請書
- ②収支計画・事業計画
- ③見積書の写し
- [2 社以上、保存樹 1 本毎の金額必要]
- ④剪定計画(剪定費補助の場合) 「写真等で剪定箇所を示したもの」
- ⑤役員名簿(申請者が法人の場合)
- ⑥市税滞納調査同意書
- ⑦委任状(所有者に代わり補助金を申請・受領する場合)

(2)事業実績報告に必要な提出書類

- ①事業実績報告書
- ②請求書
- ③作業写真(作業前·作業中·作業完了)
- ④剪定費、治療費領収書の写し
- ⑤口座振込依頼書 兼 債権者登録申請書
- ⑥振込先の通帳の写し

【注意点!】

交付決定前に剪定・治療作業に 着手した場合、補助の対象となりません。

問い合わせ先: 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市役所 住宅都市みどり局みどり推進部みどり推進課

電話: (092) 707-1295